

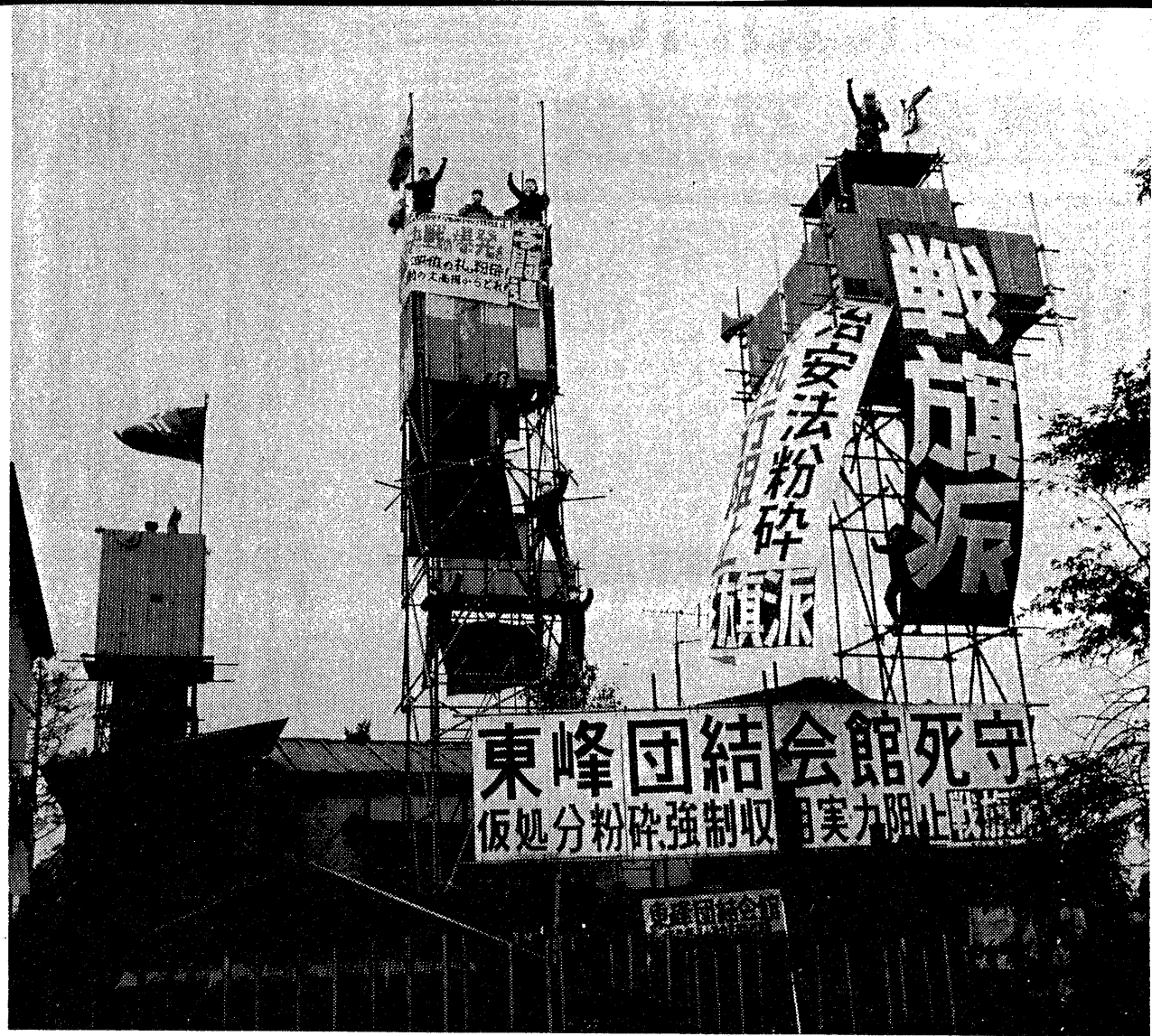
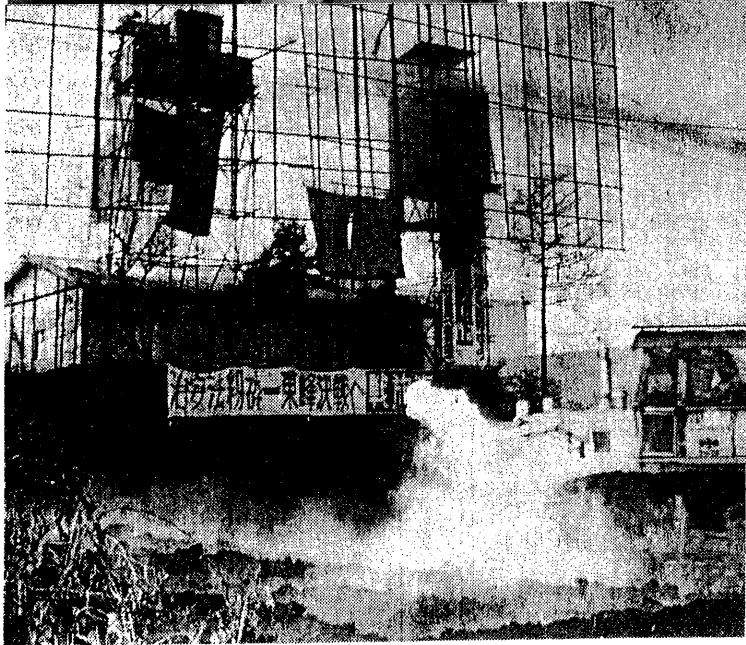
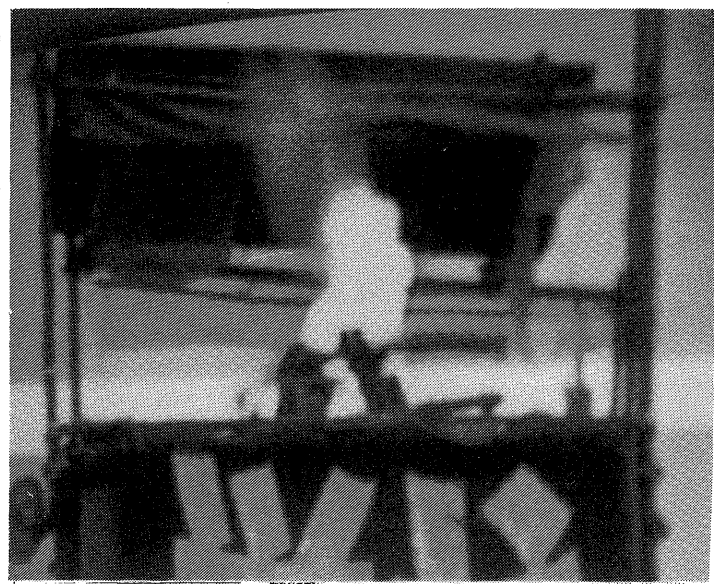
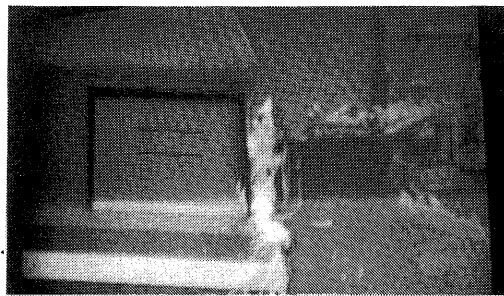


東峰死守戦



戦旗派

東京都足立区綾瀬7-2-11 ☎03-5697-7565



10月21日権力のど肝を抜く電撃的東峰要塞化勝利

「東峰団結会館を死守するぞ」「強制収用を阻止するぞ」 要塞化に勝利し決意も新たにシュプレヒコール(10・23)

火炎弾カタパルト、投てきで火炎ビン攻撃。次ぎつぎと敵に命中

える戦闘の開始だ。
ヤグラ上に設置されたわが戦旗派の新兵器―火炎弾カタパルトからすさまじい炎をあげて発射される火炎ビンは、百メートル以上も先にいる機動隊、重機に次ぎつぎ命中、それらを炎上させ、せん滅した。この新兵器の威力は絶大だ。機動隊があわてふためき逃げまどうさまがテレビでも大寫しになった。
またヤグラから投てきされる火炎ビンは、的確に放水のポンプ、放水車、クレーン車、ブルドーザーに命中、炎上させた。またヤグラ上から発射あるいは投てきされる創意あふれる武器が機動隊、重機に次ぎつぎに命中した。
第一日目、機動隊はついに東峰要塞に一指も触れることができなかつたのである。

第一日目の戦闘によって完全に混乱におちいった権力は以降、その本性をむき出しにして、殺人攻撃にうつて出た。息もつけぬほどの高圧放水をつづけ、クレーン車に取りつけた大型金網をヤグラにつけ、たおそうとしたり、それでもかなわぬとみるや、やつらの新兵器円形ケーシングをアームが三十メートルもあるクレーン車に取りつけ、ヤグラにすっぽりとかぶせた上で、
これまたクレーン車にとりつけたゴンドラから許せぬことに機動隊が至近距離から催涙弾でわが戦士たちを狙いうちにし、文字通りの殺人攻撃をおこなった。
だが死守隊戦士はこれにたいして、火炎放射器をはじめとするあらゆる武器で反撃し、鬼人もたじろぐすさまじい戦闘を貫徹したのである。権力が唯一たよりとした殺人兵器はまったく無力となったのだ。
東峰要塞の破壊計画が決定的な危機におちいったことに恐怖した権力は、ついにヤグラ一基ずつに高圧放水を集中し、高圧放水によってヤグラを破壊しながら、ゴンドラにのった五、八名の機動隊がガス銃で至近距離から水平うちをし、またトビロやサス叉をつかつて攻撃を加えるといふ、文字通りの殺人攻撃に手をそめたのである。
だが死守隊戦士は放水で体が凍え、夜中も続く放水によって三日にわたって眠れないながらも、殺人攻撃と鉄パイプやかしの棒でわたりあい、白兵戦をそれぞれのヤグラで数十分間もたたかぬといふ画歴史的な、比類なき戦闘を最後まで貫徹した。機動隊の殺人的テロをうけながら

■ 声明

すべての同志諸君！ たたかう仲間のみならず！
東峰死守戦は歴史的大勝利をかちとった。
日帝国家権力へのかぎりない怒りと、おさえきれない階級的感動をもってわれわれは高らかにこのことを宣言する。
日帝国家暴力を総動員した六千五百の機動隊と、殺人的な攻撃を向うにまわし、実に三日間五十三時間の死守戦がたたかぬかれた。わが日本反帝戦線東峰死守隊を先頭とする死守隊の革命的、決死的な徹底抗戦と、これとたたか結合し、心を一つにした反対同盟―支援連の死力をつくしたたかいは、三里塚闘争―日本階級闘争上における歴史的大勝利をはっきりと刻印した。
われわれは、この歴史的勝利をさらに前進させ、三里塚闘争―二期決戦の勝利のために、今冬期さらに死力をつくして進撃する。
だがこの権力の意図は、攻撃を開始したと同時に完全に粉碎された。東峰死守戦―徹底抗戦を文字通り生命をかけてたたかぬくという革命的決意と、徹底した武装を実現したわが戦旗派を先頭とした解放派、中核派の死守隊は断固たる戦闘をただちに開始した。
機動隊に守られながらもビクビクしながら現れた運輸省職員、成田治安法の適用―封鎖・除去の通告にたいして火炎ビンをたたきつけることをもって応え、空前の武装闘争で治安法を粉碎することを明らかにした。
朝もやが炎で切りさかれた。いよいよ階級闘争史をぬり変



権力の弾圧はね返し全国から東峰で連日連帯決起

戦のようにたたかえば必ず勝てるという確信はわが手にある。敵はいっそう危機におちいつている。治安法―強制収用を完全に粉砕する革命的突破口がきりひらかれたのだ。

第二は、三里塚闘争―二期決戦への全人民的共感、決起の奔流をつくりだしたことである。

死守戦の開始と同時に、全国から三里塚現地や戦旗社に圧倒的な支持、激励、カンパが寄せられている。労働者、人民のなかに「東峰のようにたたかおう」という声の嵐のようにわき起こっている。日帝権力の殺人攻撃への怒りがうずまいてる。あらゆる日和見主義をのり越えて、真にたたかう勢力が飛躍的に拡大する決定的地平がつくられた。

第三は、こうした二期決戦勝利の展望のいっそうの現実性のなかで、九〇年三里塚―天皇決戦の勝利へと決定的に前進したことである。

来春までに三里塚勢力―三里塚闘争を解体し、「大嘗祭」と人民を暴力的に動員しようとする敵権力の反革命的意図は完全に粉砕された。われわれ―三里塚勢力は飛躍的に強化されている。九〇年代階級闘争勝利への決定的地平がつけられたのだ。

東峰決戦―死守戦の勝利の上に、今やたたかいたの方向は鮮明である。

それは第一に現闘本部―団結小屋への治安法をもつての撤去攻撃を粉砕するたたかいをさらに強めることである。また東峰団結会館と反対同盟の一坪用地を奪還するたたかいは、そして五戦士を奪還するたたかいをやりぬくことである。治安法攻撃を最後に粉砕しよう。

12・17現地闘争に総力決起しよう！

第二は、収用委再建―強制収用を絶対に阻止することだ。団結小屋破壊の上に収用委を再建しようなどという敵もくろみは、もうくも粉砕された。再建を狙う千葉県とのたたかい、江藤をはじめとしてペテンをくりかえし、また責任を千葉県におしつけつづける運輸省とのたたかいを一層強めよう。

敵は決定的に追いこまれた。そうであるがゆえに、治安法の「封鎖―除去」へと一挙に出ざるをえなかったのである。そしてこれも死守戦によって決定的に敗北することをもっていつその危機へと現在おちいつているのだ。

あの運輸大臣江藤の、怒りなくしては聞けない徹底的にペテン的な発言、「謝罪なるものは、東峰決戦の開始と同日であったことをみても明らかになように、本質は東峰に殺人攻撃をかけるためのものであることは全人民の前に明らかだ（この発言を真にうけ喜ぶのは脱落派や日向一派くらいのものである）。

四十四日間の武装対峙、三日間、五十三時間の死守戦の勝利は、二期決戦に勝利する歴史的な地平をつくり出した。

その第一は、木の根死守戦を継承―発展させたたたかいは、二期決戦―「用地内」決戦のへゲモノ―を反対同盟―三里塚勢力がにぎったことである。

三里塚闘争の歴史がすべて証明しているごとく、武装し、徹底的にたたかうならば必ず勝利するという確信はいっそううち固められた。東峰決戦によって革命的な路路は完全にきりひらかれたのだ。東峰決

第三は、そのたたかいに全人民のさらなる決起を実現していくことだ。つくり出された全人民の三里塚闘争への階級的共感を現地への奔流としよう。

第四に、われわれは心からすべてのたたかう諸君に訴える。敵は東峰死守戦への反革命的報復と、さらなる団結小屋の要塞化―死守戦に恐怖し、封印破壊罪をもつてわが同志三名を不当逮捕し、東峰死守戦士のうちの二名にも再逮捕を強行した。このような暴挙を絶対に許してはならない。われわれは権力のどろもどろにささかたりともたじろぐことなどない。

権力の報復弾圧には、東峰死守戦を絶対に上回るたたかいをもって回答する。これが東峰死守戦を責任をもって領導し、たたかひぬいたわれわれの無条件の義務である。

すべてのたたかう仲間が、かかる不当弾圧を粉砕するたたかいに総決起することを心から呼びかける。

第五は、きりひらかれた九〇年決戦への勝利の突破口をさらにおし広げ、「大嘗祭」決戦へと進撃してゆくことである。



反対同盟全戸動員で連日の連帯・激励に起つ

も、反対同盟と支援連に護送車からVサインをおくるという誇りに満ちた戦士の姿は、全人民に階級的感動をかきたてずにはおかなかったのである。

東峰決戦―東峰死守戦は、この死守戦の歴史的な戦闘を中心として大勝利した。

この東峰死守戦を実現したのもこそ、三里塚闘争の一坪もわたさず実力闘争、武装闘争でたたかひぬくという歴史的な地平と大義である。

その第一は、三日間にわたる死守戦を、死守隊とともに心をついにたたかひぬいた反対同盟と三里塚勢力の断固たる決起である。二十四年間の三里塚闘争の歴史的大義「農地死守、実力闘争」を、この決戦中の決戦のなかでつらぬき通し、必ず勝利してみせるというすさまじい決起である。

反対同盟は十二月三日には治安法粉砕の声明を発し、体をはって現闘本部を守りぬくという決意を明らかにし、そして四日からの三日間連日全戸動員を実現したのだ。

この闘魂にこたえ、三里塚勢力は権力の重包囲を突破し、決戦の地、三里塚に全国から総結集したたたかひぬいたのである。このたたかひこそ、

治安法―強制収用という土地強奪にたいして、実力闘争でたたかひぬくという、あの大本よねの精神を見ごとくに体现、継承したたたかひであり、このたたかひのあるかぎり三里塚闘争は絶対に勝利するのだ。

第二は、治安法―強制収用攻撃にたいする徹底した攻勢性である。

「用地内」決戦の爆発に恐怖した日帝の、昨年七月の東峰団結会館にたいする「現状変更禁止の仮処分」、そして本年9・19治安法適用にたいして、これが「九〇年概成」の完全破産のなかでの危機の表現であることを見すえ、攻勢的たたかひとして貫徹したことである。十月二十一日、一年以上のおさえにおさえた怒りと決意を一気にときはなつて、電撃的に建設した三基のヤグラによって完成した東峰要塞化は、同時に権力との武装対峙の開始であった。

四十四日間におよぶ武装対峙―死守体制の攻勢的たたかひは、治安法の無力性を満天の下に明らかにした。

同時に敵権力内部の混乱と危機を決定的に拡大したのである（運輸省と千葉県当局の笑止な責任のなすりあいを見よ）。

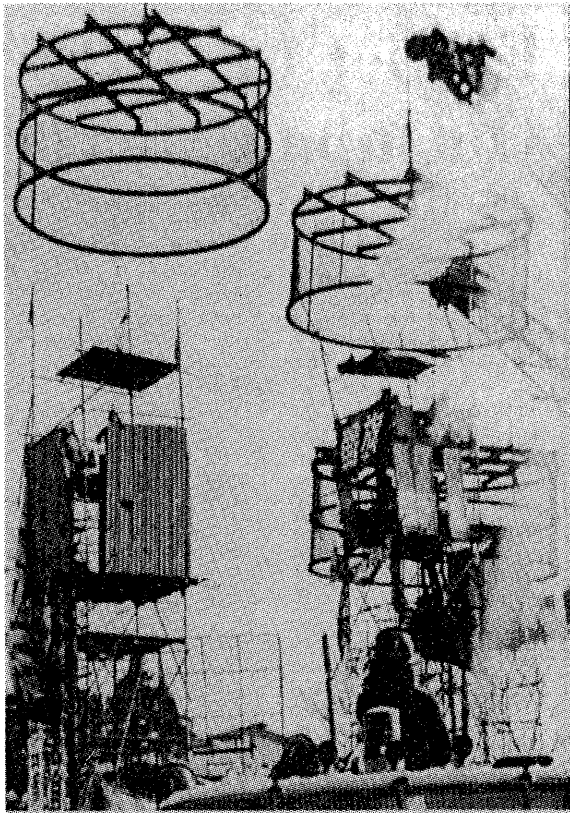
敵は決定的に追いこまれた。そうであるがゆえに、治安法の「封鎖―除去」へと一挙に出ざるをえなかったのである。そしてこれも死守戦によって決定的に敗北することをもっていつその危機へと現在おちいつているのだ。

あの運輸大臣江藤の、怒りなくしては聞けない徹底的にペテン的な発言、「謝罪なるものは、東峰決戦の開始と同日であったことをみても明らかになように、本質は東峰に殺人攻撃をかけるためのものであることは全人民の前に明らかだ（この発言を真にうけ喜ぶのは脱落派や日向一派くらいのものである）。

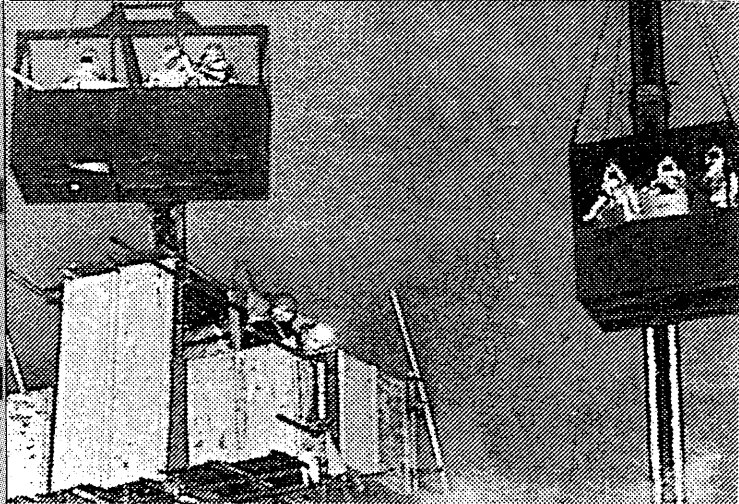
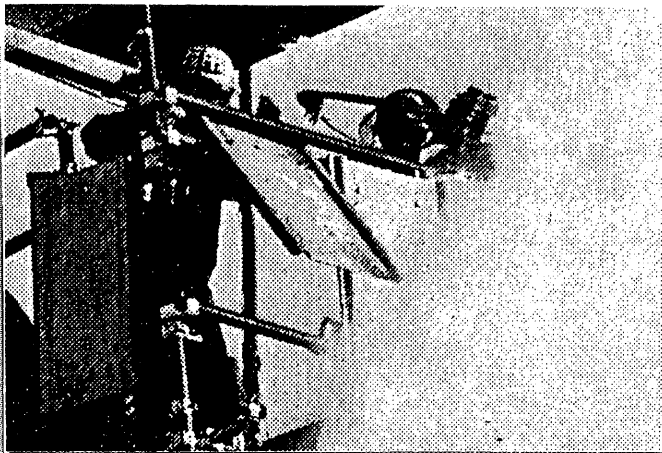
四十四日間の武装対峙、三日間、五十三時間の死守戦の勝利は、二期決戦に勝利する歴史的な地平をつくり出した。

その第一は、木の根死守戦を継承―発展させたたたかいは、二期決戦―「用地内」決戦のへゲモノ―を反対同盟―三里塚勢力がにぎったことである。

三里塚闘争の歴史がすべて証明しているごとく、武装し、徹底的にたたかうならば必ず勝利するという確信はいっそううち固められた。東峰決戦によって革命的な路路は完全にきりひらかれたのだ。東峰決



Riot police, using water cannons and cranes with cages, try to drag down radical anti-airport protesters from towers built to block expansion work on the New Tokyo International Airport at Narita Tuesday. Router



海外でも大反響

15時9分 機動隊、ヤグラAの死守隊同志をゴンドラにひきずりこみ不当逮捕。同志、連行されながらも治安法を弾劾するシュプレヒコールをあげ、人民を鼓舞する。

16時35分 機動隊、ヤグラCのケージをはずし、放水攻撃、ゴンドラで接近。

17時 ゴンドラ、撤退。

17時15分 支援連の連帯行動の場に不当逮捕され

7時10分 ヤグラDから鉄筋投てき。ゴンドラに機動隊突入。死守戦士徹底抗戦。

7時19分 ヤグラC

11時17分 機動隊、ヤグラBの死守隊不当逮捕。

11時36分 市東氏畑の立て看板前で勝利集会。北原事務局長「皆内外つらぬくすばらしいたかに勝利」と勝利宣言。

戦士の死闘

14時 続いてもう一枚の県道側ネットもおろし、ヤグラAの円筒形ケージをはずし、放水の十字砲火。その後ケージはヤグラCへ。

14時40分 耐火服の機動隊四名を乗せたゴンドラ、ヤグラAに接近。死守隊同志、火炎放射器で撃退。ゴンドラ撤退。破壊攻撃を粉砕す。

15時 四人乗りゴンドラ、放水機を取りつけてヤグラAに再接近。死守隊同志、火炎放射器をかまえて対峙。機動隊、催涙弾と放水を至近から集中させ、高圧放水を背景にヤグラになだれこむ。徹底抗戦の同志に無差別テロを集中。

17時55分 ヤグラDのケージとり放水集中。

17時58分 ヤグラBのケージもとる。

18時すぎ 権力、この日の作業を断念。

18時30分頃 死守戦士、放水で破壊されたヤグラを補修し翌日に備える。外の部隊のシュプレヒコールに旗を振ってこたえる。

12・6 4時45分 ゴンドラ付クレイン開始。

6時05分 死守隊の攻撃とともに放水開始。

6時07分 ケージをヤグラB、Dにかぶせる。

7時04分 いっせい放水（7時20分まで）と同時に機動隊五人を乗せた強襲用ゴンドラがヤグラCに接近開始。

9時14分 ヤグラDの死守隊同志、ゴンドラを火炎ビンで迎え撃つ。

9時21分 機動隊、ゴンドラからヤグラDに突入。死守隊、機動隊と20分にわたる白兵戦。

9時31分 機動隊、ヤグラDの死守隊同志二名を不当逮捕。

10時35分 ヤグラBにいっせい放水（11時10分まで）。

11時11分 強襲用ゴンドラと四人のりゴンドラでヤグラBを挟みうち。死守隊白兵戦。

殺人的高圧放水、ガス弾の水撃も集中。

13時50分 県道側ネット、一枚おろされる。

14時 続いてもう一枚の県道側ネットもおろし、ヤグラAの円筒形ケージをはずし、放水の十字砲火。その後ケージはヤグラCへ。

14時40分 耐火服の機動隊四名を乗せたゴンドラ、ヤグラAに接近。死守隊同志、火炎放射器で撃退。ゴンドラ撤退。破壊攻撃を粉砕す。

15時 四人乗りゴンドラ、放水機を取りつけてヤグラAに再接近。死守隊同志、火炎放射器をかまえて対峙。機動隊、催涙弾と放水を至近から集中させ、高圧放水を背景にヤグラになだれこむ。徹底抗戦の同志に無差別テロを集中。

た戦士が完熟非転向でたたかっている」と報告入る。

17時10分 ヤグラCに放水集中。

17時50分 パワーシヨベルでヤグラAを破壊。

17時55分 ヤグラDのケージとり放水集中。

17時58分 ヤグラBのケージもとる。

18時すぎ 権力、この日の作業を断念。

18時30分頃 死守戦士、放水で破壊されたヤグラを補修し翌日に備える。外の部隊のシュプレヒコールに旗を振ってこたえる。

8時21分 ヤグラDのケージはずしにかかる。放水集中（9時21分まで）。

8時30分 強襲用ゴンドラ、ヤグラDの上空に。

9時9分 四人乗りゴンドラ、放水しながらヤグラDに接近。

9時14分 ヤグラDの死守隊同志、ゴンドラを火炎ビンで迎え撃つ。

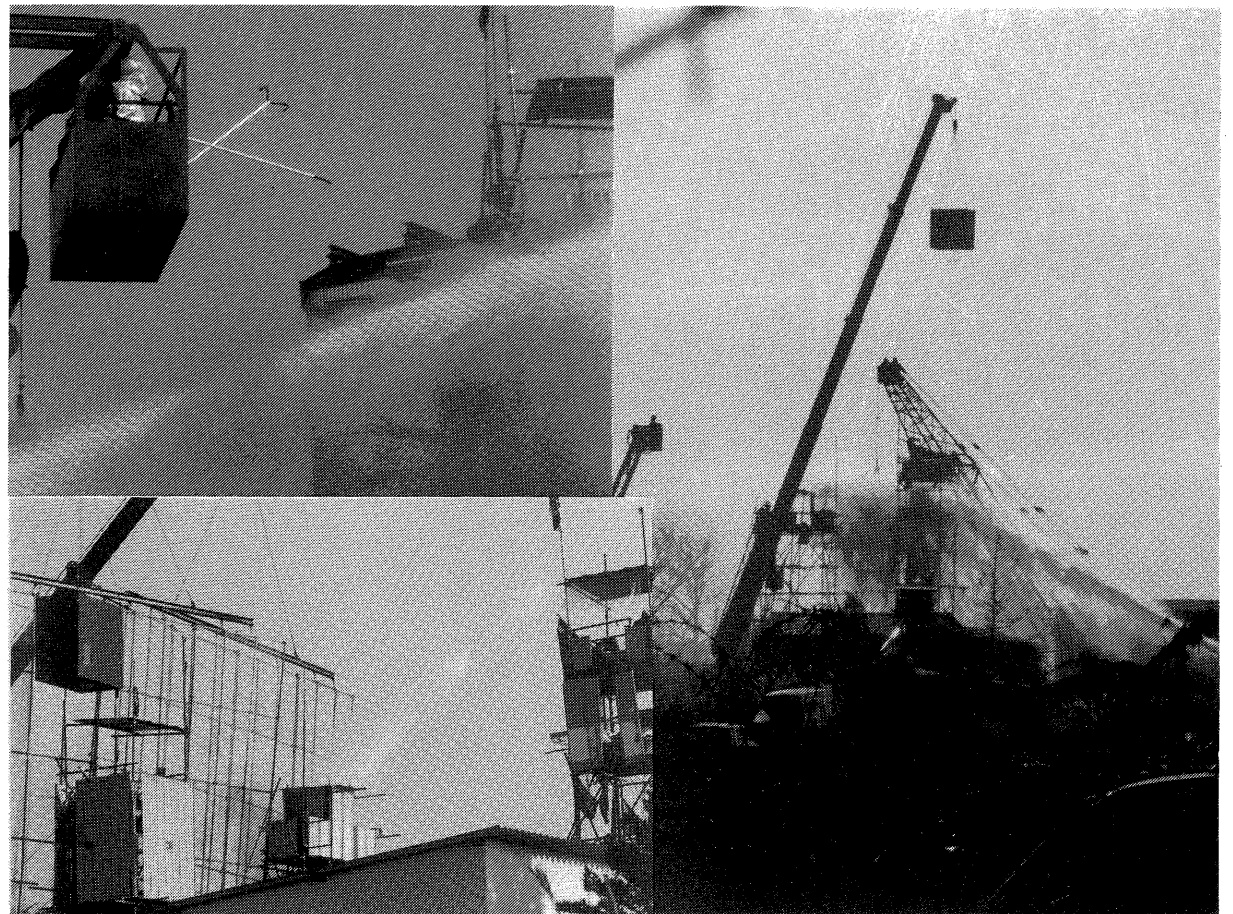
9時21分 機動隊、ゴンドラからヤグラDに突入。死守隊、機動隊と20分にわたる白兵戦。

9時31分 機動隊、ヤグラDの死守隊同志二名を不当逮捕。

10時35分 ヤグラBにいっせい放水（11時10分まで）。

11時11分 強襲用ゴンドラと四人のりゴンドラでヤグラBを挟みうち。死守隊白兵戦。

高圧放水、円形ケージ、ゴンドラ、サス叉、トビ口の殺人弾圧に抗す



ドキュメント

11・20 敵権力、脱走派ワンバツク出荷場西側で砂利敷き工事開始、空堀埋める。

11・22 東峰十字路の放水用タンクを市東氏宅前の駐機場①へ移動。

11・23 駐機場①にクレイン搬入。

11・24 東峰団結会館南西の駐機場②に放水用タンク五基設置。

12・3 これまでに高所用放水車二台、装甲ユニボ二台、ブルドーザー配備。重機移動用大型鋼板約百枚入れる。

12・4 5時30分 戦旗部隊、行動開始。団結街道をデモ。

5時45分 部隊、開拓道路から東峰に突入。公園の阻止戦を容易に突破し進撃。

6時 駐機場にバス十台で機動隊入る。決戦街道を封鎖。デモ隊に襲いかかりテロ。

6時50分 団結会館前の監視塔に運輸省職員が入る。ブルドーザー、放水車を背景に、東峰団結会館と既設ヤグラ(A)に「封鎖」通告。死守隊戦闘開始。火炎弾カタパルトで火炎ビンを発射し死守を宣言。

7時 「除去処分」の通告。朝もやを切り裂く投石と火炎ビン。運輸省、県道から

ら大型ブルドーザー搬入。撤去のための準備工事にはいる。

7時30分 婦人行動隊の平山ひでさん、小林なつさん、金田芳枝さん、県道から団結会館へ接近しようと、機動隊の阻止戦にくいさがる。

8時 駐機場②を囲んでいたフェンスをはずし、接近の準備。五メートル×十メートルの金網を組み始める。火炎ビンが放水用ポンプに命中、炎上。反対同盟、支援連が現調本部前で集会後デモ。

9時頃 新ヤグラ三基(B、C、D)に成田治安法による「使用禁止命令」通告。団結会館西側の電線ははずす。

10時 支援連、県道沿いの立看板前で死守戦に結合したシュプレヒコール開始。同時に反対同盟、現調本部で弾劾の記者会見。

11時 戦旗派同志一名、市東氏宅前で「封印破壊罪」により令状逮捕される。

11時50分 団結会館西側の駐機場③へゆく道を拡張。放水用タンクを設置。駐機場②にプレハブ四棟を搬入。駐機場③の北に十メートル四方の駐機場新設

12時24分 高所用放水車に機動隊二名搭乗し、西側から動き始める。

12時30分 高所用放水車で放水開始。死守隊、火炎弾カタパルトで撃退。

14時20分 金属製ネットをクレインでつり、北側で整地作業開始。死守隊、クレイン、ブルドーザー、ネットに次々火炎ビンを直撃。工事進まず。

15時 新ヤグラ三基に成田治安法「封鎖・除去処分」通告

17時30分 火炎ビン炸裂させ、勝利を確認。

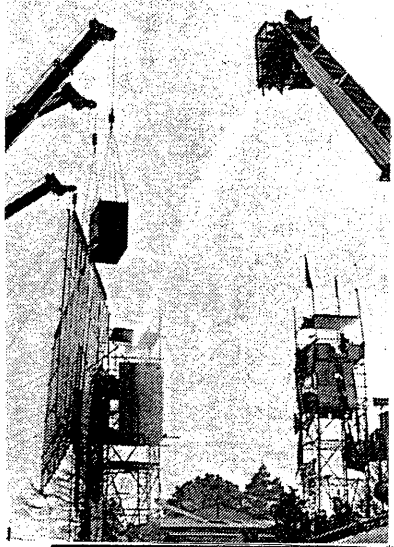
12・5 5時30分 支援連部隊展開開始。大看板前で連帯行動。クレイン車三百台団結会館に接近。

9時20分 青年行動隊、婦人行動隊中心に反対同盟十数名、東峰神社前に集合。阻止線に肉薄。二時間余にわたる実力弾劾行動。

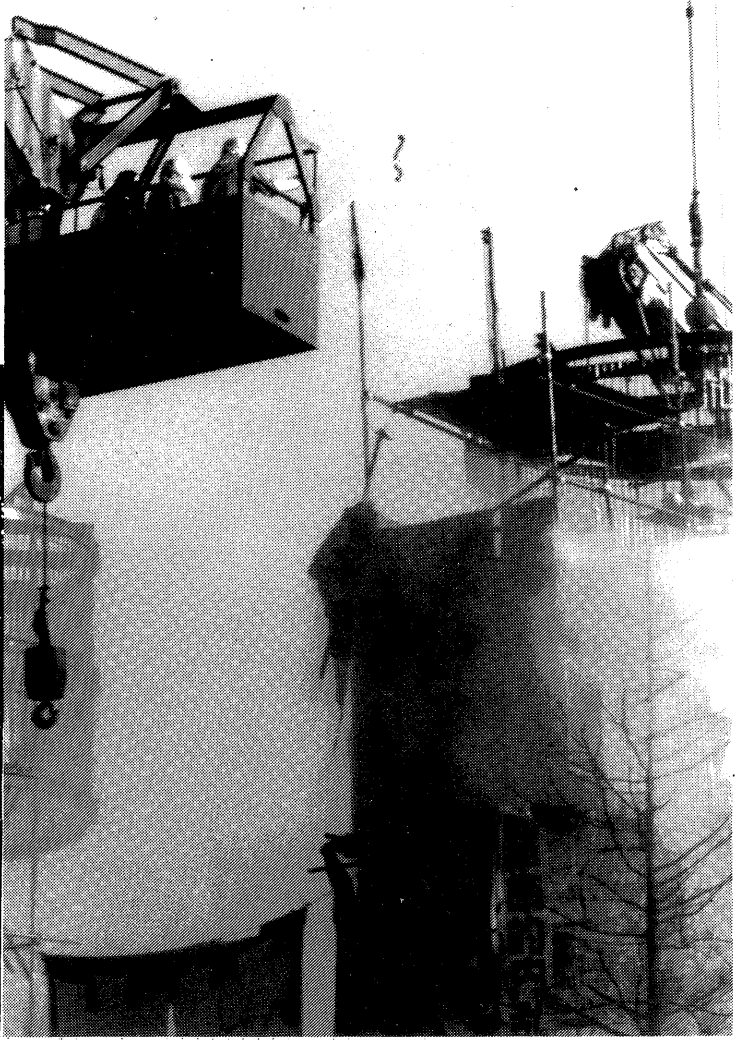
9時45分 機動隊四名が乗ったゴンドラがクレインでつりあげられヤグラDに接近。棒で突くが、死守隊同志、旗ザオで撃退。

11時 円筒形ケージをクレインでつり、ヤグラA・B・Dにかぶせはじめる。死守隊、火炎ビン、鉄、パイプなどで激しく心戦。敵権力

東峰死守



東峰団結会館の除去・破壊を許すな



権力は特殊部隊にサス又、トビ口を使用した



53時間ひるがえり続けた戦旗



放水は夜中もくり返された

弾劾声明 反対同盟

国家権力、運輸省・公団と警察・機動隊の東峰団結会館に対する破壊攻撃と若死守隊戦士への、殺人的暴行を三里塚芝山連合空港反対同盟は、怒りをこめて徹底弾劾する。国家権力は一九六六年成田空港閣議決定から二十四年間、農民の生活を破壊し、暴力で農地を強奪して成田空港建設を推し進めてきた。東峰団結会館は反対同盟農民が所有し、管理している団結小屋である。若と戦士に加えられた国家権力の暴力はわが反対同盟に加えられたものである。

運輸大臣・江藤は「農民との話し合いは不十分であったと陳謝した」と伝えられている。しかし運輸大臣の「話し合い」とは、六五〇〇名の機動隊を動員し、大型クレーン車数台、様々な殺人的重機放水車を使い、国家暴力を行使することなのだ。反対同盟はこれを絶対に許さない。「一切の話し合い拒否・空港絶対反対」「農地死守・実力闘争」の闘争原則を貫く。二期工事は絶対に阻止し空港廃港まで追いこむ。

三里塚とは、不当な国家暴力による土地と家屋の強奪に對して、総ぐるみ、実力で立ちあがった農地死守の闘いで

ある。

若戦士は、反対同盟にこの精神を自ら体現し、死力を尽くして闘いぬいた。若戦士と反対同盟は一体である。

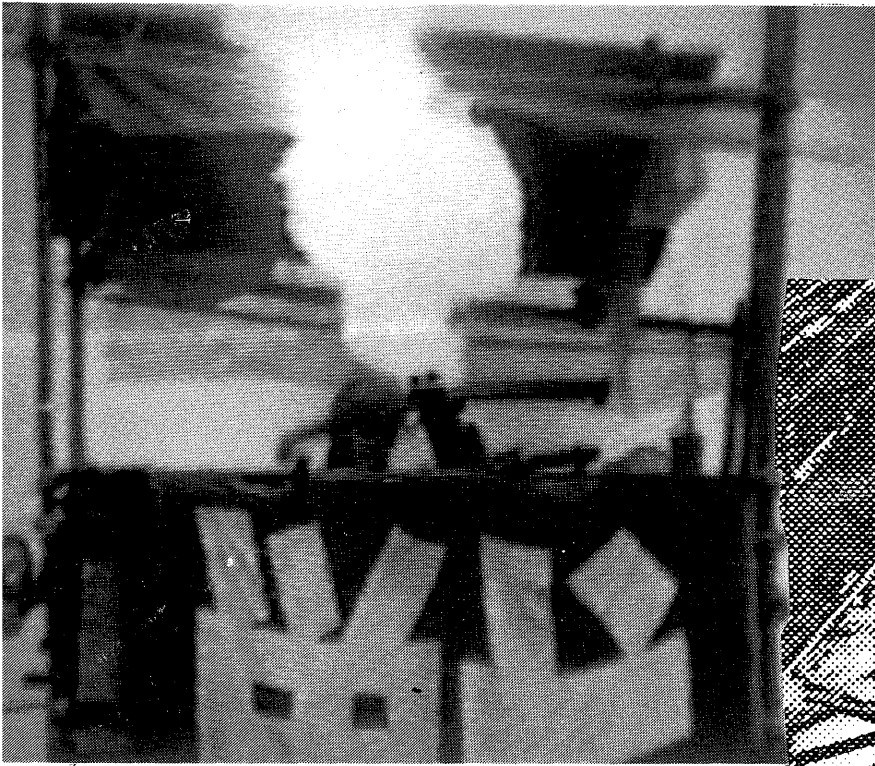
今、運輸省・公団は成田治安法をエスカレーションし敷地内にある天神峰現闘本部、木の根育苗ハウスにまで封鎖・撤去攻撃を行おうとしている。今後のこの攻撃に対して反対同盟は体をはって死守することを宣言する。とりわけ天神峰の現闘本部は、反対同盟が建てた建物である。闘争のための集まりの唯一の場である。反対同盟自らの身を挺してこれを守りぬく。反対同盟は、英雄的な若五戦士の闘いをひきつぎ、最後の最後まで農地を死守し、実力をもって反対同盟闘争拠点を守りぬく決意である。

三里塚闘争は必ず勝利する。全国の闘う人々、住民団体、農民、そして十二月五日ストライキに決起した動労千葉をはじめとする闘う労働者と連帯し、さらに反原発環境破壊と闘う人々とも連帯して闘いぬく。

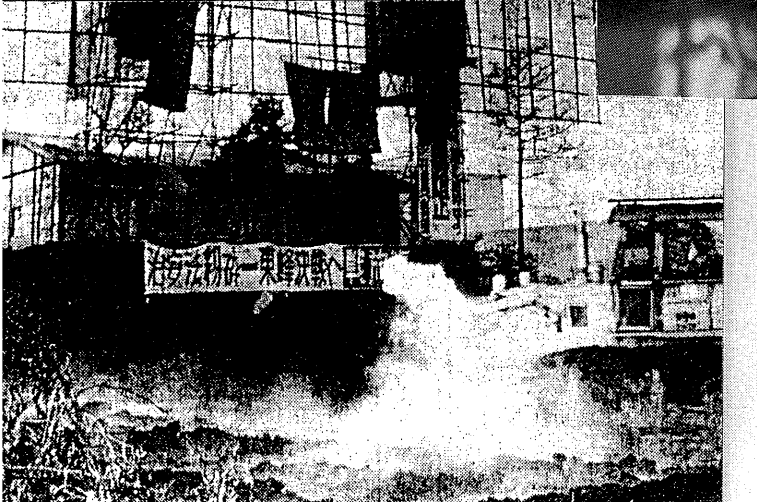
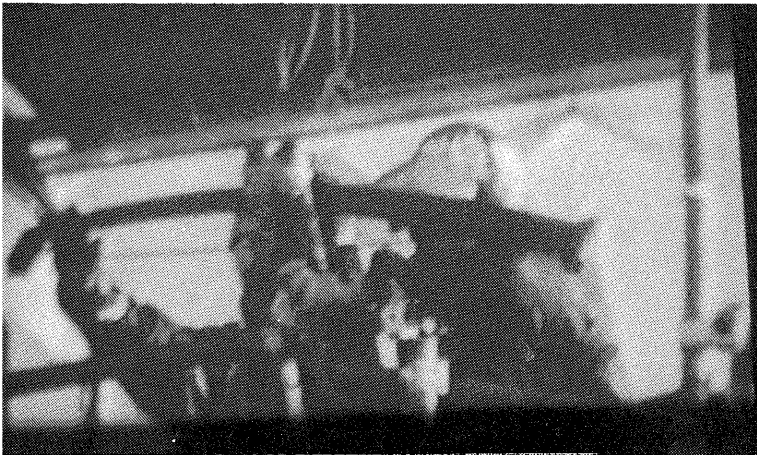
一九八九年十二月六日

東峰死守戦さく裂!!

権力の新兵器はね返す東峰団結会館と死守隊



フライングドラゴン発射



三塚二期決戦―東峰決戦 で治安法を粉砕せよ

「成田治安法」の反革命的本質

開港阻止決戦背景に 強行成立した治安法

七八年開港阻止決戦の爆発によって恐怖にかられた日帝の危機の深まりは決定的がわらずか十六日で強行成立させた「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」(成田治安法)は文字通りの治安弾圧法であり、ブルジョアの法体系をも完全に脱した超反動立法である。これは法文を一読するだけで誰でも確認できるほどのしるものである。そのうであるがゆえに日帝は七八年、七九年に岩山団結小屋、木の根団結塔、横堀要塞の三カ所のみを使用禁止としたのみで、封鎖、除去処分は発動できなかつた。

しかし日帝は八七年木の根死守戦の爆発に対し、土地収用法によらない土地強奪を目的として、除去処分を発動し、岩を破壊しつくと同時に条文をも越えて土地強奪に占権の優奪を強行した。そして本年、二期プランの大破産状況の中、計十カ所の使用禁止処分

をいつきよにかけてきたのだ。日帝の危機の深まりは決定的である。域内平和構築にかけ、天皇制への人民の屈服を強制せんと、もはや従来の法秩序の枠を踏みこえて三塚闘争壊滅戦に日帝の側が踏みこんだということだ。「大嘗祭決戦」前に、内乱拠点三塚を壊滅させる、これが危機にひんした日帝の唯一の延命の道なのだ。成田治安法の全面発動はその突破口として位置づけられている。「用地内」三大拠点と解体することを支えて反対同盟を分断し、土地収用法により反対同盟をたたき出すとする、この極左暴力集団の徹底的の拳・取締りのため断固たる措置をとることし、開港後を含めた長期警備体制の一層の強化をはかるとともに、管制塔をはじめ空港を不法な暴力から

完全に防護するために更に空港施設の整備を図る等各般にわたる抜本的対策を強力に押し進める決意である」と表明、以後この声明の延長に成田新法の検討はもとより、機動隊の拳銃使用、破防法、騒じよう罪適用などが本格的に検討され始めた。特に団結小屋撤去に重点を置いて現行法の洗い出しが建築基準法、土地収用法、刑法差し押え、民事訴訟法等にわたって行われたが、いずれも無理があり、団結小屋撤去を柱とする「成田新法」の強行成立は成田治安法は不可欠の法律であったのだ。

次に確認しなければならぬのは、その法文それ自体の反動性である。憲法違反はもとより、まさに戦前の治安弾圧諸法に匹敵する恐るべき法律であるのだ。



大木よねのたたかき

民主主義的体裁すら かなぐり捨てた条文

具体的に見ていこう。
第一条(目的)では、「...当分の間、新東京国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を定め、もつて新東京国際空港及びその機能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資することを目的とする」とつたっている。特徴的なのは成田空港に限定した特別立法であるということ、工作物の使用禁止等の行政処分に限っていることだが、「空港の設置、航空の安全の確保」の「目的」のため「暴力主義的破壊活動」を「防止」すること「工作物の使用の禁止等」因果関係がなら説明されていない根本的な問題がある。団結小屋の撤去により反対運動を鎮圧できると考えるのは治安当局のみであり、その考えをそのままブルジョア法に適用できるわけではない。「工作物の使

用禁止」は憲法で保障された財産権(憲法一九条第一項)の制限をとまう以上、「正当な理由」を何人にも納得する形で明記するのは当然のことである。そもそも「空港の設置、航空の安全の確保」は現行航空法、「暴力主義的破壊活動の防止」は現行刑法の領域なのであるから、それで不十分な事由が明記されていなければならないが、「目的」にはならん明記されていないのだ。

第二条は(定義等)で「暴力主義的破壊活動等」「暴力主義的破壊活動者」「規制区域」の定義を行っている。

すなわち二条第一項では「暴力主義的破壊活動等」の規定として「新東京国際空港」「若しくは新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設」「若しくは新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるもの」の「設置若しくは管理を阻害し」「または新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害す

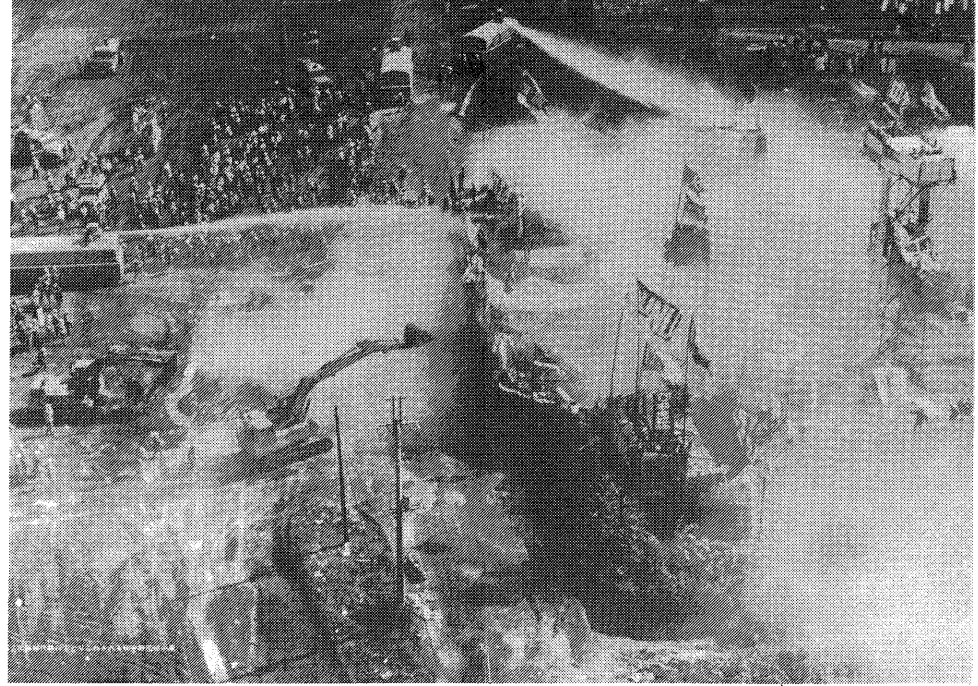
る」次の各号に掲げる行為の一等を行い、または行うおそれがある者」とし、一から十一まで、計二十六項目にも及ぶ細かい規定がなされている。刑法だけで二十項目(公務執行妨害、職務強要、騒擾、現住建造物放火、非現住建造物放火、住居侵入、浄水汚穢、水道毒物混入、凶器準備集合、逮捕監禁、威力業務妨害、建造物損壊、器物損壊等)その他、爆発物取締罰則、暴力行為等処罰に関する法律、消防法、電波法、航空法、有線電気通信法、航空機の強取等の処罰に関する法律、火災びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、以上が列記されている。

簡単に言えば「成田空港に反対する目的で上記の犯罪の一つでも犯すこと」が「暴力主義的破壊活動等」に該当するということだ。

住居侵入や器物損壊など軽犯罪まで含めるなどこの無制限な規定は、三塚空港に反対する人民のありとあらゆるたたかきを「暴力主義的破壊活動等」でくくり、弾圧の対象にしようとする史上まれに見る弾圧規定である。

しかも「暴力主義的破壊活動者」とは「暴力主義的破壊活動

七一年強制代執行駒井野岩



「規制区域」が規定されている。すなわち本法が区域限定法であるの

の立法化の必要性から見送られ、団結小屋撤去一本に絞ることだ。

しかも、「成田新法」は、四月二十八日「議員立法」として国会に提出され、五月九日衆議院本会議を経て、五月十二日に参議院本会議を経て、わずか十六日間、しかも実質審議は十時間にも満たないといった異例のスピードで成立したのだ。成立にあたってはあまりにも露骨な反動立法であったがゆえに社会党、日共は反対に立ったが、政府は「反過激派キャンペーン」を張り、いかにも国民的課題かのようにして法案を強行成立させた。3・26開港を阻止された日帝の危機突破と政治的威信をかけた5・20開港のために成田治安法は不可欠の法律であったのだ。

「次」の各号に掲げる行為の一等を行い、または行うおそれがある者」とし、一から十一まで、計二十六項目にも及ぶ細かい規定がなされている。刑法だけで二十項目(公務執行妨害、職務強要、騒擾、現住建造物放火、非現住建造物放火、住居侵入、浄水汚穢、水道毒物混入、凶器準備集合、逮捕監禁、威力業務妨害、建造物損壊、器物損壊等)その他、爆発物取締罰則、暴力行為等処罰に関する法律、消防法、電波法、航空法、有線電気通信法、航空機の強取等の処罰に関する法律、火災びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、以上が列記されている。

簡単に言えば「成田空港に反対する目的で上記の犯罪の一つでも犯すこと」が「暴力主義的破壊活動等」に該当するということだ。

住居侵入や器物損壊など軽犯罪まで含めるなどこの無制限な規定は、三塚空港に反対する人民のありとあらゆるたたかきを「暴力主義的破壊活動等」でくくり、弾圧の対象にしようとする史上まれに見る弾圧規定である。

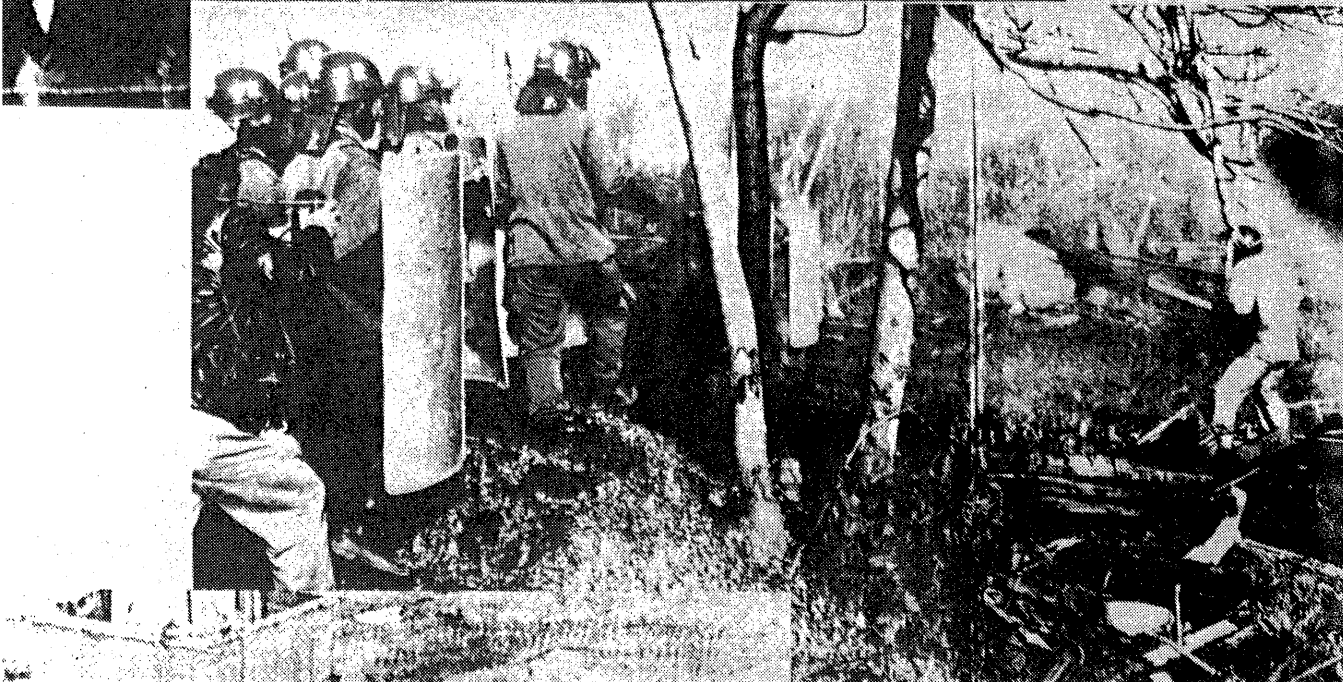
しかも「暴力主義的破壊活動者」とは「暴力主義的破壊活動

3日間55時間の死守戦 権力を圧倒(1987年11月木の根)

八七年木の根死守戦



敢然と白兵戦を挑む



権力はコンドラを叩きつけてきた

屋上テラスに合流して
徹底抗戦を続ける

この規定が必要になるわけだが、まず「新東京国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域」として「新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設」「また新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるもの」「から三千メートルの範囲内で政令で定める区域」と規定している。つまりは空港周辺、管制区域ができてしまうのだ。

暗黒の戦時体制への道ひらく治安法

次に第三項「工作物の使用の禁止等」を見てみよう。ここが成田治安法の心臓部であり、最も反動的な条項である。第一項から第十六項まで使用禁止から封鎖、除去の処分について記されている。そもそも基本的人權を制限する部分をたった十六項しか設けていないなど前代未聞である(土地収用法ですら、百四十六条をも駆使しているのだ。成田治安法の条文はたった九条しかない)。

まず第一項では「運輸大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれ

とされている。ちなみに今回の適用は第一号の適用である。「多数の暴力的破壊活動者の用」に「供されるおそれがある」と運輸大臣が認められた。なんらいい理由も明かさず「おそれ」だけで適用を下したのだ。第三項によると「工作物の禁止等」の規定は「いっさい運輸大臣が行うと規定されている。だが本来一省庁の長ごときが財産権の剝奪を行う権利などないのは当然である。ブルジョア法で言う行政上の強制処分は裁判所の令状、許可を得て執行官などが行うのが常識なのである。土地収用法ですら収用委員会」という「第三者機関」に裁決権を与えている。破壊法ですら団体活動の制限についての認定は「公安審査委員会」という「第三者機関」が行うことになっている。天下の悪法ですら一応はブルジョア民主主義的な欺まんがほどこされているというのに、成田治安法は民主主義的よそおいのかけらもない。しかも、またまた「供されるおそれ」だけで適用できるという、いいかげんな規定である。第二項には「当該禁止を命じられるべき者を確定できないとき」「または当該命令を伝達できないとき」は「公告によってこれを行うことができる」となっている。つまりその住民が特定できなく

ても「公告」の看板を立てれば相手に通じるからそれだけでよいといっているのだ。今回の「公告」も「下記の工作物の所有者、管理者および占有者殿」となっており、なんら人物で特定されていない。そもそもわかっている現況変更禁止仮処分が裁の現状変更禁止仮処分がかけられており、裁判所が債務者として住民を特定しているにもかかわらず、運輸省が「所有者、管理者、占有者」を特定できないなどとはだれが考えてもありえない話である。

第三項から第五項までは、禁止命令時の職員強制立入り権と、関係者に対して「質問」をする権限を定めている。しかもこの立入りを拒否し、「質問」に答えないと処罰されるのだ(第九条)。

そして第六項は「運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されていると認めるときは、当該工作物について封鎖その他その用に供させないために必要な措置を講ずることができる」とされ

ている。続いて第八項「運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている場合においては、当該工作物の現在または既往の使用状況、周辺の状況その他諸般の状況から判断して、暴力的破壊活動等にかかわるおそれが高いと認められ、かつ、他の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一号の目的を達成するため特に必要があると認められるときに限り、当該工作物を除去することができる。使用禁止命令と封鎖処分の線引きはどこにあるのか?どこにもない。あるのは運輸大臣の判断だけである。注意してもらいたいのは、封鎖処分から除去処分と段階的に進んでいくのではない。運輸大臣の判断だけで封鎖処分をへず除去処分を強行できるのだ。また「犯罪行為」をしたから除去処分が発動できるのだ。

さらに第九項「運輸大臣は、第六項(封鎖処分)又は前項(除去処分)の措置を講じようとするときは、必要限度において、これらの項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、またはその使用を制限することができる。何かなんでも闘争拠点を破壊する意図に満ち満ちて余りある。つまりだ

「団結小屋の破壊のためなら周辺の建物まで破壊していい」と言っているのだ。闘争拠点をつぶすためなら何をやってもよいと法律で保証しているのだ。

そして第十項では「運輸大臣は、第六項封鎖処分」又は第八項(除去処分)の措置を講じようとする場合において必要があるとき認めるときは、その現場にある者を撤去させることができる」とされている。

第十一項から第十五項までは「権力による建物の強奪を規定している。つまり「除去した物件が所有者に返還できない場合は保管しておかなければならない」として「六月を過ぎても返還できないときは、国に所有権が移行する」というのだ。

そして第三項の最後第十六項では「運輸大臣は、権限の行使につき要件の事実につき、関係行政機関に対し、必要な資料の提供および意見の提出を求めるとする」とされている。この「関係行政機関」とは治安当局のことである。「運輸大臣は国家公安委員長と連携して治安法を発動せよ」という意味である。まさに「治安法」であるがゆえの規定である。

強制収用は戦争動員攻撃だ

人民の権利と財産を強奪する土地収用法

土地収用法なるものは、一言でいえば国家権力が「公共の利益」の名の下に、人民の土地・家屋などの私有財産を有無を言わず強奪し、人民を叩き出すための法律である。

反人民法—土地収用法の本質

日帝ブルジョアジーが、国策の前には人民の生活や権利(土地)を強奪しても良いということ法制的に明文化したのが土地収用法である。しかしながら日帝ブルジョアジーが土地収用法を發動する時、ブルジョア的生産様式の基礎をなす私的所有を部分的にブルジョアジー自ら否定しながら、国家暴力を盾にブルジョア利害を人民に強制するという階級支配の本質がむきだしになるのである。そうであるが故にプロレタリア人民の激しい抵抗を生みだし、その徹底非妥協の闘いが、政治闘争、反帝闘争として

〈事業認定と収用法〉

私の所有を制限する(土地を奪う)ということは、ブルジョア法体系においても重大な問題であり、裁判所での法的な抵抗権が保障されているのがあたりまです。しかし、こうした手続きを全く無視しているのだ。

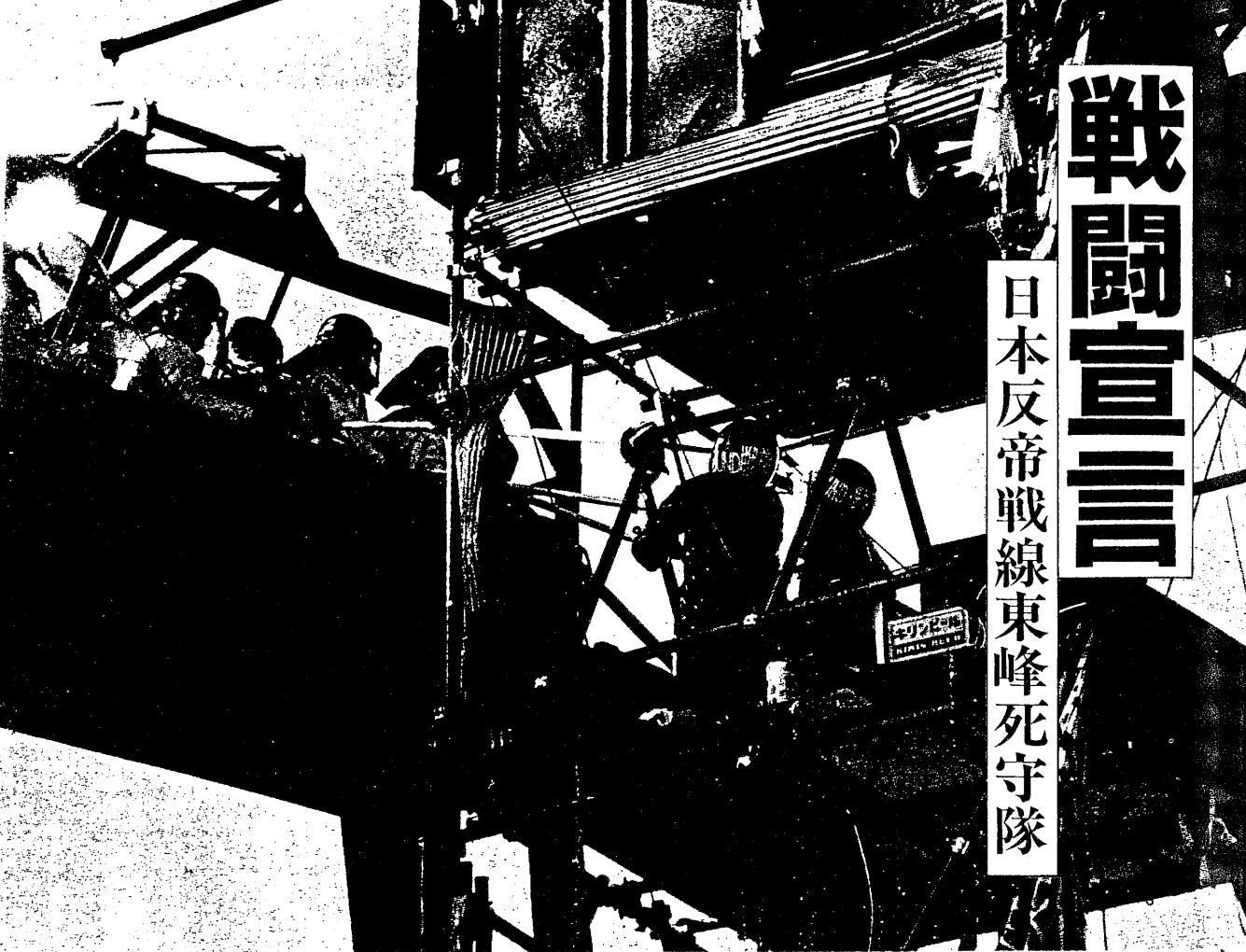
土地収用法によって、知事又は建設大臣が、事業認定(強制収用できる事業として決定すること)を行ってしまおうのである。手続きや審理はその後で行われるが、事業認定した以上、強制収用は前提となつて「事業認定」後に収用委員会において、手続きや補償の方法、金額について審理し、収用判決、明け渡し裁判を行う。ここで初めて、土地所有者と関係人(土地を借りている人や住んでいる人)は意見を述べることができ、その内容は限られ、事業認定それ自体(強制収用そのものの良し悪し)を問うことは原則的にはできないのだ。

〈収用委員会〉

知事の管轄下にあつて単なる行政委員会にすぎない収用委員会が、裁判所と同等以上の権限を与えられて、その会長は指揮権を行使して、審理に

戦闘宣言

日本反帝戦線東峰死守隊



本日、われわれは東峰死守隊制に突入した。

本八九年反帝同盟は、日帝の二期攻撃・強制収用攻撃を確実にうち破り、一大前進を勝ちとってきている。全県行動、全国キャンペーンをおし進め、九月収用委再建阻止に完全勝利し、全国の住民運動とのきずなを強力なものとしてきた。日帝の九〇年二期「概成」の野望は完全に破産している。ブルジョア内部からも非難されるほど二期の展望は全く運命省空港公園は完全に追いつめられている。さらに九〇年「大嘗祭」を前にして、三里塚を中軸とした全国の反天皇闘争の高揚を恐れ、警察権力は「大嘗祭」に向けた三里塚闘争の解体を一大課題にすえている。9・19

成田治安法・使用禁止命令発動こそ、土壇場に追いつめられた日帝の悪らつな攻撃への踏みこみである。

われわれは、この敵・日帝の攻撃の本質をはきりと見すえ、重大な決意をもって10・21東峰要塞化に踏みきった。われわれは電撃的勝利をつかみとった。二十八時間にして東峰団結会館に不拔の要塞を組みあげたのだ。同時にわれわれ死守隊は断固武装して完璧な戦闘体制に突入した。日帝の団結小屋破壊策動を制して、武装対峙へとちこんできたのだ。

われわれは、日帝が土地収用法、成田治安法という悪法を発

又、収用委員会の実態を見てみると、千葉県の歴代収用委員の多くは、土建会社の社長や県の役人が天下つてその顧問になつていて人物である。そのような委員に公正な審理・裁判などできようはずもない。

形式的には、事業認定や収用判決に対して、不服申し立て及び訴訟が決められている。しかし、訴訟(裁判)の対象となるのは、補償についてのみである。事業認定そのものについての不服申し立ては建設大臣に対して行うと決められているが、建設大臣はその申し立てを棄却するだけだ。事業認定—収用判決という手続きはブルジョア法的抵抗権を否定せんがためのいちぢくの葉にすぎない。手続きそれ自体にすでに矛盾があるのだ。収用法そのものはあらゆる面で徹頭徹尾理不尽な反人民法であり、人民が実力闘争でこれを打ち破るのはまったくの正義であり当然のことなのだ。



三里塚十字路を制圧(1985年10.20)

動するのに対して、声を荒げて批判するに止まることをよしとはしない。われわれは人民の先頭に立ち、武器をとって人民の意志を体現する。われわれ共産主義者同盟は常に日本階級闘争の歴史

的たたかいを、そのようにしてきりひらいてきたのだ。農地に対する強制収用攻撃と成田治安法攻撃をもつての団結小屋破壊とは一体の攻撃である。侵略反革命の拠点成田空港建設を強行し、三里塚闘争の解体のみを目的とするものである。日本階級闘争の最大最良の拠点・三里塚に対するこの攻撃は、日本労働者階級総体に対する暴挙である。われわれ東峰団結会館・東峰死守隊はこの悪法適用を断固拒絶する。

われわれは、三里塚闘争二十四年の地平をがっちり受けつぎ、大木よね精神を、9・16戦闘を、われとわが身をもつて再現する。三里塚二十四年は、日帝の暴挙の二十四年であり、人民の正義の二十四年である。この八九年、日帝は全体重をかけて三里塚闘争鎮圧に踏みこんだのである。われわれは三里塚二十四年のすべをもつて階級激突戦に突入する。

東峰団結会館は二期着工攻撃の激化する一九八三年七月、二期予定地)のど真ん中に、反同盟の総力で電撃的に建設したものである。以来、われわれ旗派は東峰団結会館を守りぬ

われわれは絶対にはね返すことなく、断固として徹底抗戦をつらぬく。

一九八九年十月二十二日 日本反帝戦線東峰死守隊

■獄中アピール
死守戦士 千葉警備一〇二一
完黙非転向で東峰死守戦の
地帯をさらに発展させたか
いぬきます。

死守戦士 千葉警備一〇一三
元気でやっています。ケガは
ありません。徹底抗戦で三日間
たたかいた東峰決戦の勝利
を受けて、今後のたたかいをか
んばってまいります。

死守戦士 千葉警備一〇一四号
要薬化から四〇日間、反対同
盟の皆さん、闘争での物心両面
のご支援感謝しています。わた
しはすでに戦闘宣言で明らかに
したとおり、断固として東峰団
結会館死守戦をたたかいます。

つて勝利しました。九〇年三里
塚―天皇決戦に向けて、ともに
たたかいます。

封印破壊 八千代
死守隊を先頭に死守戦をこ
もにたたかいたすべての皆
さん、東峰決戦は大勝利した。
県警本部長井上の「成田を来年
までに掃蕩する」という挑戦を
緒戦で完全に粉砕した。この勝
利は今秋から来秋の、三里塚―
天皇決戦の突破口をきりひらく
ものだ。権力のわれわれへの不
当弾圧は敗北を強制されたがゆ
えの報復である。わたしは完黙
非転向でたたかいます。すべての
の皆さん、開始された三里塚―
天皇決戦を、今を数倍するたた
かいでたたかおう。

封印破壊 千葉東
東峰決戦の爆発に恐怖した
権力の不当弾圧であり、戦旗派
つぶしの攻撃である。死守隊の

たたかいにこたえ完黙でたたか
いぬく。権力は、要薬を二日で
つぶすと豪語しながら、一日目
は手もつけられなかった。だか
らわずかでも成果を確認するた
めにのみ不当逮捕したので。完
黙で弾圧をはねかえし逆に消耗
感をつのらせてやる。

封印破壊 習志野
東峰死守戦は死守隊を先頭
に完全勝利した。現闘本部そし
て、すべての団結小屋を、反対
同盟とともに実力闘争で守りぬ
こう。わたしは死守戦の地帯を
防衛し、非転向でたたかいます。
獄内外をつらぬいてともに
たたかおう。

封印破壊 習志野
東峰死守戦は死守隊を先頭
に完全勝利した。現闘本部そし
て、すべての団結小屋を、反対
同盟とともに実力闘争で守りぬ
こう。わたしは死守戦の地帯を
防衛し、非転向でたたかいます。
獄内外をつらぬいてともに
たたかおう。

■反対同盟アピール
北原 誠治氏
三日間をたたかいた死
守隊の諸君、本当によくやっ
てくれた。

そもそも成田新法なるもの
は、運輸大臣の裁量によって私
有財産、生活権のいっさいを奪
うことができるという人道許
せない悪法である。このような
国家権力を人民は絶対に許して
はいけない。だからこそ死守隊
の諸君は、日本の未来に向かっ
てたたかいを挑んだのであり、
正義はわれにありだ。二十四年
間の国家権力の暴力による空港
建設を全人民の名において粉砕
する以外にわれわれの自由はな
い。

今後ともわれわれは不変の
たたかいを実行するであろう。
逮捕された人々に対し全国から
の救援カンパを訴えます。

市東東市氏
わたしは二日目の朝現闘本
部から東峰へ電話したんだ。み
な元気でがんばると言ってい
た。

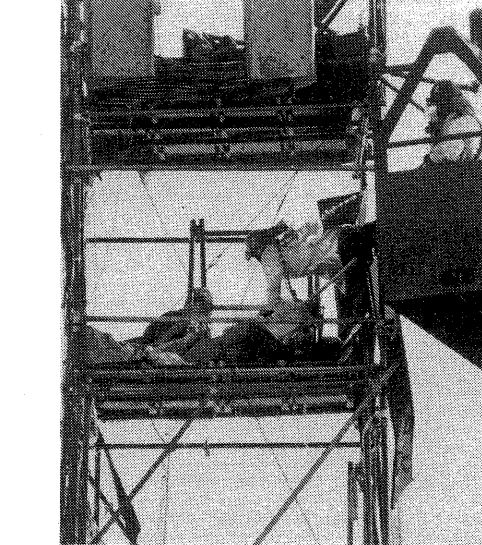
たどえ、鉄塔が撤去されても
たたかいは思想は倒せない。こ
の機動隊の暴力に対する報復と
して、非妥協・実力闘争でた
かいます。

萩原 進氏
歴史的なたたかいを英雄的
にたたかいた皆戦士に対し
て心よりの敬意を表する。
このたたかいで築かれた高
地と勝利の地帯をガッチリと守
りぬいて「用地内」農民として
空港粉砕をたたかいます。
戦旗派の現闘が逮捕されたが、
戦前戦中の左翼狩りと等しく、
たたかう者に網をかけ、法や憲
法などおよそ存在しない国家権
力の暴挙だ。断じて許せない。

その姿の中に敵・権力の追いつ
められた正体を見ることができ
る。そうであるならば、皆決戦
をもっと押し広げてたたかえば
勝利することを確信するもので
ある。

鈴木幸司氏
問題は成田新法だ。大臣の意
思ひとつで撤去までできるとん
でもない法律だ。治安法発動に
対して異議のひとつも上げられ
ない野党は本当に人民の裏切者
だ。

皆死守戦の爆発は治安法の
なんたるかをほつきりさせた。
あらゆる住民運動はこのように
たたかうべきだという姿を示し
たと思う。
このたたかいは勝利を全国
の人々に訴えて三里塚闘争のい
ちだんの高揚をつくりだす決意
だ。それが死守隊のたたかいに
応えることになると思う。重要
なのはさらに大きなたたかいを
つくることだ。



封印破壊 習志野

三日間、五十三時間の死闘
を貫徹し、不当逮捕された
日本反帝戦線東峰死守隊三
戦士と、東峰要薬化―東峰
死守戦の大爆発に対する報
復のために「封印破壊罪」
でテッチあげ逮捕された三
里塚現闘・現地行動隊三戦
士の救援・裁判闘争カンパ
を全国の同志、たたかう労
働者・人民に強く訴えます。
不当逮捕された六戦士は
長時間の取り調べや、日帝
―政治警察の転向強要を敢
然とはねかえし、極寒の獄
中で不屈にたたかいたとい
います。日帝は、三里塚反対
同盟を最先頭として八九―
九〇年三里塚二期決戦―天
皇決戦がさらに大爆発する
ことに心底恐怖し、獄中戦
士への弾圧激化をもつて、
なんとか東峰決戦の政治的
攻勢・地帯を切りこすよう
と、獄中戦士におそいかか
っています。

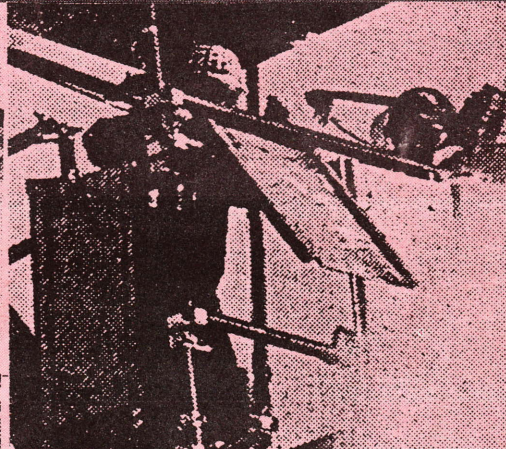
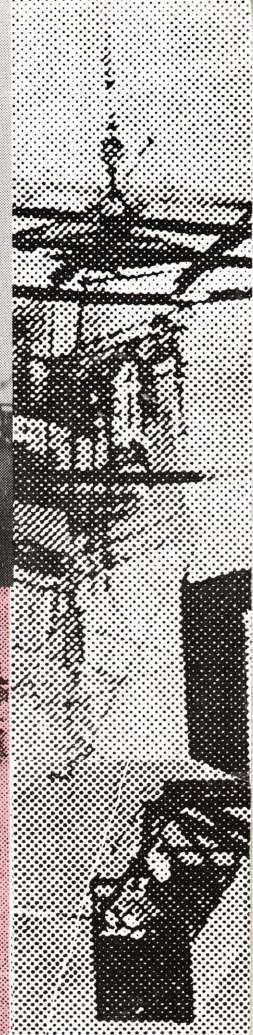
東峰決戦の意義を断固と
して防衛、発展させるため
に、全国からの熱い支援が
絶対必要です。獄外から
の獄中への激と支援のカン
パをもつて、ともにたたか
おうではありませんか。
獄中の全同志はこれから
の起訴―裁判闘争におい
て、死守戦闘を継続してた
たかいく決意を獄外に
全国に発しています。テッ
チあげ不当逮捕の拡大によ
り救援・裁判費用は莫大に
必要です。一円でも多く、
全国の同志、友人のみなき
さんがカンパを寄せられんこ
とを訴えます。

封印破壊 習志野

日帝―政治警察は東峰決戦
の大爆発が九〇年三里塚―天
皇決戦ののろしとなったこと
に対して不当な大弾圧、「封印
破壊罪」をテッチあげて三同
志の逮捕を強行した。この大
弾圧がなにをねらった攻撃で
あるかは一目瞭然だ。
東峰死守戦を責任をもつて
最先頭になった戦旗派の現
闘体制に打撃をあたえ、「五・
七体制」弾圧のもとに、わが
戦旗派を組織的に解体せんと
する反革命である。
そしてまた、「用地内」の反対
同盟現闘本部をはじめとする
闘争拠点がいままで以上に強
化されることに対する予防反
革命である。
日帝―千葉警備―千葉地裁
は一体となって、「仮処分決定
違反」をテッチあげ逮捕の口
実にして、東峰団結会
館に八八年にかけられた「現
状変更禁止の仮処分」自体が、
違法・不当なものである。公
団は「立ち退き申立て」の本
裁判を一年半以上開始しな
かったばかりか、そもそも分
割売買などできない一坪共有



東峰団結会館
周辺図



三日間、五三時間の徹底抗戦

発行 戦旗社 東京都正立区綾瀬7-2-11 ☎五五八九七一一七五五八五

頒価五百円